

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-12-22

## 印度地役条例

---

(発行年 / Year)

1910

印度地役條例

法典調查會

引用

名稱

地範圍

開始

除外

千八百八十二年ノ第五号條例

地役及ビ認許ノ關スル法律ヲ説明及ビ改正スル條例

地役及ビ認許ノ關スル法律ヲ説明及ビ改正スルヲ必要トスルガ故ニ茲ニ左ノ如ク規定ス

前加

第一條 本條例ハ千八百八十二年ノ印度地役

條例ト稱ス

本條例ハマドラス太守ト中央諸州及ビクルーガ委員ノ管轄スル領地ニ行ハル

本條例ハ千八百八十二年六月一日ヨリ施行ス

第二條 此規定ハ茲ニ明カニ廢止セサル法律

法典調査會

ニ何等ノ影響ヲモ及ボサズ又此規定ハ左ノ

權利ヲ奪フコトナシ

(a) 政府ガ天然ノ湖沼及ビ河流ニアル水又ハ水利ノ為メニ公費ニテ作り建設物

ニアル水ヲ集合貯蓄分配スル權

(b) 政府又ハ公私人ガ他ノ不動産ノ關係ナクシテ占有し得ル不動産上ノ權

(c) 本條例ノ施行前ニ得タル權利又ハ施行前ノ實際ヨリ生スル權

第三條 千八百七十七年ノ印度期限條例第二

十六條第二十七條及ビ該條例ニアル地役ノ

定義ハ本條例ノ施行セラルル土地ニ於テハ廢止セラレタレモノトス他ノ條例規則ニ於

六百七十七年第一  
十五号條例第  
二十六條第千  
七條ノ廢止



地役、定義

テ此等ノ諸條又ハ千八百七十一年第九号條  
例ノ第二十七條第二十八條ニ参照セル場合  
ニハ本條例ノ行ハル、土地ニ於テハ本條例  
第十五條第十六條ニ参照セラル、モノト見  
ルベシ

第一章 地役ノ總則

要役地、兼役  
地及ニ其所  
有者

第四條 地役トハ土地ノ所有者又ハ占有者ハ  
所有者又ハ占有者トシテ其地ヲ享有スル為  
メニ自己ノ有ニアラサル土地ニアル事ヲ為  
シ又ハアル事ノ為サル、ヲ拒ムノ權ナリ  
其地ヲ享有スル為メニ此權利ノ存スル土地  
ヲ要役地トイヒ要役地ノ所有者又ハ占有者  
ヲ要役所有者ト稱ス其土地ニ責任ノ附着シ  
オハ土地ヲ兼役地トイヒ兼役地ノ所有者又  
ハ占有者ヲ兼役所有者トイフ

法典調査會

〔説明〕本條第一項及ニ第二項ニ於テ土地トイ  
フモノ、中ニハ永久土地ニ附着スル物  
ヲモ包含シ、享有トイフ中ニハ便利間接  
ノ便宜及ビ單ニ快樂ノ如キモノヲモ包  
含シ、アル事ヲ為シトイフ中ニハ要役地  
ノ享有ノ為メニ要役所有者カ兼役地ノ  
土ノ一部又ハ其上ニ生長シ或ハ之レニ  
ヨリテ支障セラル、モノヲ取り去リテ  
利用スルコトヲモ包含ス

継続及ビ不  
継続、表見  
及ビ不表見

第五條 地役ハ継続又ハ不継続、表見又ハ不表  
見ナリ



期間又條件  
附)地役

地役ニテ權利  
制限ナリ  
言ハズニ絕對  
的權

位置ヨリ生  
便益ヲ受ク權

地役ヲ設定シ  
得ル人

繼續地役トハ其享有カ人ノ所為ナクシテ繼  
続スルカ又繼續シ得ルモノナリ

不繼續地役トハ其享有カ人ノ所為ヲ要ス  
ルモノナリ

表見地役トハ相當ノ人々注意シテ觀察スレ  
バ見ルコトヲ得ル永久的標識ニヨリテ其存  
在ノ表ハルモノナリ

不表見地役トハカ、標識ヲ有セザルモノ  
ナリ

第六條

地役ニハ永久ノモノ、定期其他ノ期間  
附ノモノ、時々中断セラレモノ、ア、場處アル  
時アル時間アル特別ノ目的ニ限リテ行使シ  
得ルモノタルト。又、ハ特別事件ノ發生特別行

決裁調査會

為ノ履行不履行ニヨリテ開始無効銷降トナ  
ルモノタルトアリ

第七條

地役ハ左ノ權利ノ制限ナリ  
(a) 不動産所有者カ其所有物稟実及ビ附屬  
物ヲ享有處方スル絕對的權(但シ絕對  
的權トイフモ現行法ノ制限ヲ受ク

(b) 不動産所有者カ其所有物ノ位置ヨリ生  
スル自然ノ便益ヲ他人ニ妨ケラレズシ  
テ享有スル絕對的權(但シ絕對的權  
トイフモ現行法ノ制限ヲ受ク

第二章

第八條

地役ハ兼役地トナルベキ土地上ノ權  
利ヲ移轉シ得ル人カ具有スル權利ノ範圍内

兼役所有者

ニ於テ之ヲ設定スルコトヲ得

第九條 兼役所有者ハ既存セル地役ノ利益ヲ減少セザル他ノ地役ヲ兼役地ノ上ニ設定スルヲ得但シ第八條ノ規定ニ從フベキモノトス兼役所有者ハ要役所有者ノ同意ナクシテ現存ノ地役ノ利益ヲ減少スベキ他ノ地役ヲ兼役地ノ上ニ設定スルコトヲ得ス

質主及シ死質主

第十條 質主ハ借主ノ權利ヲ害セザル地役ヲ質地ノ上ニ設定スルコトヲ得死質置主ハ担保ヲ不十分トナラシムル地役ヲ質地ノ上ニ設定スルコトヲ得但シ第八條ノ規定ニ從フベキモノトス質主又ハ質置主ハ借主又ハ質取主ノ承諾ヲ經ズレテ質借ノ終了スル時又

法典調査會

ハ質受出ノ時ヨリ効力ヲ生スルニアラザル上述べ外ノ地役ヲ設定スルコトヲ得ズ

〔説明〕質物ノ價カ質物ノ関スル負債金額ヨリ三分一以上多キ場合ニアラザレバ本條ニ所謂不十分ノ担保ナリ若シ質物ハ建物ヨリ成立ツトキハ其價カ負債金額ヨリ二分一多キ場合ニアラザレバ不十分ナリ

借主

第十一條 借主其他ノ傳來權ノ終了後ニ効力ヲ生スル地役又ハ質主或ハ優等所有者ノ權利ヲ害スル地役ヲ自己ノ持スル財産ノ上ニ設定スルコトヲ得ズ

第十二條 地役ハ其不動産ノ享有ノ為メニ之

地役ヲ取得シ得ル人



必事ニモ不  
及ニモ不

ヲ設定シタル不動産ノ所有者又ハカ、ル不  
動産ノ占有者ハ「所有者、為メ」之ヲ取得ス  
ルコトヲ得

不動産共有者ノ一人ハ他ノ共有者ノ同意ノ  
有無ニ拘ハラズ其共有地言有、為メ、地  
役ヲ取得スルコトヲ得

不動産ノ借主ハ自己ノ所有ニカ、ル不動産  
ノ占有、為メ、借地上ノ地役ヲ取得スルコ  
トヲ得ズ

第十三條

一人他人ニ不動産ヲ移轉又ハ遺贈  
シタル場合ニ於テ

(a) 若シ移轉地又ハ遺贈地ノ占有、為メ、  
移轉者又ハ遺贈者、他ノ不動産上ニ於  
ケル地役ヲ得ルコト必要ナレバ轉得者

法典調査會

又受遺者ハカ、ル地役ヲ得ルノ權アリ

(b) 若シカ、ル地役ハ表見且継続ノモノニ  
シテ、移轉又ハ遺贈ノ時ニ占有シ居リシ

如ク、其地ヲ占有スルニハ必ず入用ノ  
モノナレトキハ、明示又ハ黙示ニテ別段

ノ意志ヲ表セサル以上ハ轉得者又ハ受  
遺者ハカ、ル地役ヲ得ルノ權アルモノ

トス

(c) 若シ移轉地又ハ遺贈地ノ上ニ於ケル地  
役ハ移轉者又ハ遺贈者他ノ不動産ヲ占有  
有スルヲ必要ノモノナレトキハ移轉者  
又ハ遺贈者ノ法律上ノ代權者ハカ、ル



地役ヲ得ルノ權アリ

(a) 若シカ、ル地役ハ表見且継続ノモノニシテ移轉又ハ遺贈ノ時ニ享有シオリシ如クニ其地ヲ享有スルニハ必ラズ入用ノモノナレトキハ明示又ハ黙示ニテ別段ノ意志ヲ表セサル以上ハ移轉者又ハ遺贈者ノ法律上ノ代權者ハカ、ル地役ヲ得ルノ權アリ

數人ノ共有產カ分割セラレタル場合ニ於テ  
(b) 若シ共有者ノ一人ノ分割地上ニ於ケル地役カ他ノ共有者ノ分割地ヲ享有スルニ必要ノモノナレトキハ後者ハカ、ル地役ヲ得ルノ權アリ

法典調査會

(b) 若シカ、ル地役ハ表見且継続ノモノニシテ分割ノ時ニ共有シ居リシ如クニ其分割地ヲ享有スルニハ必ラズ入用ノモノナレトキハ明示又ハ黙示ニテ別段ノ意志ヲ表セサル以上ハ後者ハカ、ル地役ヲ得ルノ權アルモノトスルニ於ケル後者ト同意時  
本條 (a) (c) (e) ニ記載シアル地役ヲ必要ニヨル地役トイフ

法律ノ効力ニヨリテ不動産カ移轉スルトキモ本條ニ於テハ其當事者ヲ移轉者及ヒ轉得者ト看做ス

第十四條 前條ニヨリ必要ニヨル通行權ノ生スルトキハ移轉者遺贈者ノ法律上代權者又

必要ニヨリ道路ノ設定

時効  
得

ハ通行權ノ行使ヲ受クル分割地ノ所有者ハ  
通路ヲ設定スルコトヲ得サレド要役者ニ相  
當ニ便利ナル様ニ之ヲ設定セザルヘカラズ  
通路ヲ設定スル權利ヲ有スル者カ之ヲ設定  
スルコトヲ拒ムカ又ハ其設定ヲ怠ルトキハ  
要役所有者ハ之ヲ設定スルコトヲ得

第十五條 建物ニ於ケル光線又ハ空氣ヲ地役  
トシテ享穩ニ且斷ナリ二十年間享有スル  
場合他人ノ土地又ハ其附着物ヲ自己ノ土地  
又ハ其附着物ノ支障トシ之ヲ地役トシテ間  
斷ナク二十年間享有スル場合通行權其他ノ  
地役ヲ主張スル者カ之ヲ地役トシ權利トシ  
テ享穩且公然ニ間斷ナク二十年間享有スル

決典調査會

場合ニ於テハカ、ル光線空氣ニ對スル權支  
障ノ權又ハ其他ノ地役、絶対的ノモノトナ  
ルヘシ

說明

一、權利ヲ享有スルハ其財産ノ所有者  
又ハ占有者トノ合意ヲナセシ結果ニ  
シテ、且此權利ガ地役トシテ讓与セラ  
レタルモノニアラザルカ又ハ地役ト  
シテ讓与セラレタルモノトスルモ期  
間ノ經過若クハアル條件ノ成就ニヨ  
リテ終了スルモノナルコトガ合意ノ  
表面ヨリ明カナルトキハ、ル權利  
ノ享有ハ本條ニ補ムル享有ニアラズ

說明

二、權利ノ主張者外ノ人ニ妨害セラ



並役地ノ復帰  
權者ノ為メニ  
凡階外

時効ニヨリテ  
取得スルコトヲ  
得ル權利

レテ且權利ノ享有實際ニ停止セシ  
且此妨害ノ事實ト自ラ妨害ヲ為シ又  
ハ入ラシテ之ヲ為サシムル者ノ通知  
ヲ受ケタル後一ケ年間黙然シ去レ  
非レハ本條ノ稱スル中斷ニアラズ

【説明】三要役所有者及ビ並役所有者間ノ契  
約ニ後ニ權利ノ享有ヲ止ムルコトハ  
本條ノ稱スル中斷ニアラス

【説明】四水ヲ汚濁スル權ナル地役ノ場合ニ  
於テハ二十年ノ期間ハ並役地ヲ明ラ  
カニ害ハシ始メタル時ヨリ進行ス

本條ヨリ其上ニ權利アリト主張スル財産ハ  
政府ニ屬スルモノナルトキハ期間ハ二十年

判決調査會

ニアラズシテ六十年ナリ

第十六條 地役ヲ負フ土地ハ終身所有權又ハ  
三年ヨリ多キ年期限借權ニヨリテ所持セラル  
、モノナルトキハ此終身所有權又ハ年期限  
權ノ継続セル間ニ地役ヲ享有セル時間ハ前  
掲二十年ノ計算ニ於テ之ヲ除ク但シ之レガ  
為メニハ終身權又ハ年期限借權ノ終了シタル  
後此地ヲ得ル權利者カカ、權利ノ終  
了セシ後三年間ノ中ニ地役ノ主張ヲ拒ミオ  
クコトヲ要ス

第十七條 第十五條ニヨリテ取得スル地役ハ  
時効ニヨリテ取得スルモノトイヒ時効ニヨ  
ル權利ト稱ス



元ノ權利ハ時効ニヨリテ取得スルコトヲ得ズ

(a) 若し且權利ヲ取得シ得ルモノトスルト

キハ其權利ノ目的物即ケ義務ノ附着ス

ヘキ財産ヲ全ク毀滅スルガ如キモノ  
(b) 同地ニ通スル光線又ハ空氣ノ自由通行  
權

(c) 水流ヲ流レズ且水溜水桶ニ永存セラレ  
サル地上ノ水ニ對スル權

(d) 一定ノ溝渠ヲ流レサル地下ノ水ニ對ス  
ル權

慣習上ノ地役  
第十八條 地役ハ地方ノ慣習ニヨリテ之ヲ取  
得スルコトヲ得

法典調査會

要役地ヲ移轉  
スレバ地役ヲモ  
移轉ス  
第十九條 要役地カ當事者ノ行為又ハ法律ノ  
効力ニヨリテ移轉スル場合ニ對シ意志ノ  
表ハレサル以上ハ轉得者ニ地役ヲモ移轉ス  
ルモノトス

第三章 地役ノ効力

此規則ハ契約  
又ハ證書ヲ拘  
束ラズ  
第二十條 本章ノ規則ハ兼役地ニ關シ要役所  
有者間ニ於テ契約及ヒ地役ヲ設定スル證書  
ノ條項ニヨリ拘束セラレ

慣習上ノ地役ノ効力カ本章ノ規則ト抵觸ス  
ル場合ニハ本章ノ規則ハ決シテカ、ル効力  
ニ影響ヲ及ボサザルベシ

無關係事ニ  
テ有スルコトヲ  
杜ス

第二十一條 地役ハ要役地ノ有者ニ關係ナキ  
目的ノ為メニ之ヲ行使スルコトヲ得ズ

地役行使及  
其制限

第二十二條 要役所有者ハ兼役所有者ニ最少ノ負担ヲ加フル方法ニテ其權利ヲ行使セクルヘカラズ要役所有者ニ害ナクシテ地役ノ行使ヲ兼役地ノ一部方ニ限り得ルトキハ兼役所有者ノ請求ニヨリ其行使ヲ此部方ニ限ルヘシ

官有ノ方法ヲ  
變更スル權

第二十三條 要役所有者ハ兼役所有者ノ負担ヲ増加セザルニ於テハ時々地役享有ノ方法及ビ場處變更スルコトヲ得但シ第二十二條ノ規定ニ從フヘキモノトス

例外通行權ノ要役所有者ハ兼役所有者ノ負担ヲ増加セザル場合ニ於テモ隨意ニ其通行權ヲ變更スルコトヲ得ズ

法典調査會

上方ニ在リ有スル  
為メニ行ハス  
ヲナスノ權

第二十四條 要役所有者ハ十方ニ地役ヲ享有スル為メニ必要ナル行爲ヲ兼役所有者ニ對シテ為スノ權アリ然レトモ要役所有者ニ害ナキ以上ハカ、ル行爲ハ兼役所有者ニ成ベク少ナキ不便ヲ醸ス時及ビ方法ニ於テ之ヲ為ス可シ而シテ要役所有者ハカ、ル行爲ニヨリテ兼役地ニ加ヘシ毀害ノ修繕ノ出来得ル限りハ之ヲ修繕スヘシ

從タル權

地役保存  
要費

第二十五條 地役ノ使用又ハ保存ニ必要ナル造営修繕又ハ其他ノ行爲ヲ為スニ必要ナル費用ハ要役所有者ヨリ支出セザルヘカラズ



修繕ヲ施コサ  
ルヨリ生スル損  
害ニ對スル責  
任

兼役所有者  
ハ何事ヨモ為  
スコトヲ要セス

地役ノ範圍

必要ニヨル地役

他ノ地役

通行權

譲与ニヨリテ  
取得セル光線  
又ハ空氣ノ權

第二十六條 人為的ノ造管ニヨリテ地役ヲ亨  
有セル場合ニハ要役所有者ハ此造管ニ修繕

ヲ施コサザルヨリ生スル損害ニ關シ兼役所  
所有者ニ賠償ヲナスノ責ヲ負ス

第二十七條 兼役所有者ハ要役所有者ノ利益

ノ為メニ何事ヲモ為スコトヲ要セス地役ノ  
亨有ヲ妨ケザル以上ハ要役所有者ニ對シ如  
何ナル方法ニテモ兼役地ヲ使用シ得ルノ權  
アリ然レヒ地役ヲ制限スル傾キアル行為又  
ハ地役ノ行使ニ不便ヲ生ス傾キアル行為ヲ  
為スコトヲ得ス

第二十八條 地役ノ範圍及ビ亨有ノ方法ニ關  
シテハ左ノ規定ヲ設ク

法典調査會

必要ニヨル地役ハ其設定セラレシ時ニ存セ  
シ必要ノ程度ト同範圍ノモノナリ

此他ノ地役ノ範圍及ビ其行使方法ハ當事者  
ノ意志及ビ其地役ノ設定又ハ取得ノ目的ヲ  
參考シテ之ヲ定メザルヘカラス

(一) 一種ノ通行權ノ中ニ他種ノ通行權ヲ包  
含セザル

(二) 遺言證書又ハ非遺言證書ニヨリテ設定  
セラレタル一定ノ窓戶其他ノ口ニ光線  
又ハ空氣ノ通スル權ノ範圍ハ遺言者ノ  
死時又ハ非遺言證書作成ノ時ニ其口ニ



光線又ハ空氣  
ニ對スル時刻的  
ノ權

空氣又ハ水ヲ汚  
ス時刻的ノ權

他時刻的ノ權

地役增加

要役地ノ分割

入りし光線又ハ空氣ノ量トス

(c) 一定ノ窓戶其他ノ口ニ光線又ハ空氣ノ  
通スル時刻的權利ノ範圍ハ其光線又ハ  
空氣ヲ使用スル目的ノ如何ニ拘ハラズ  
時刻ノ期間中其口ニ入りオリし光線又

ハ空氣ノ量トス

(d) 空氣又ハ水ヲ汚ス時刻的權利ノ範圍ハ  
此權利ヲ生セシ時刻ノ進行ヲ始ムル際  
汚シオリシ空氣又ハ水ノ量トス

(e) 此他ノ權利及ヒ其享有方法ノ範圍ハ其  
權利ノ平常ノ使用方法ニヨリテ之ヲ定  
メサルヘカラズ

第二十九條 要役所有者ハ單ニ要役地ヲ變更

法典調査會

又ハ増加シタリトテ之レガ為メニ地役ヲ增  
加スルコトヲ得ヌ

地役ノ範圍カ要役地ノ範圍ニ伴フベキ如ク  
地役ヲ讓与又ハ遺贈セル場合ニ於テハ若  
シ要役地ハ添附ニヨリテ増加スレバワレ丈  
地役モ増加シ要役地ガ離去ニヨリテ減少ス  
レバソレ丈地役モ減少ス

前述ノ外ハ地役ハ要役地又ハ兼役地ノ範圍  
ノ變更ニヨリテ影響ヲ受クルコトナシ

第三十條 要役地カ二人以上ノ人ニ分割セラ

レタル場合ニハ兼役地ノ負担ヲ増加セサル  
様ニシテ地役ハ各分割部ニ附着ス但シカク  
地役ヲ附着スルコトハ分割ヲ為ス證書命令

過度、使用スルコトニ對スル妨止

妨害セラシムコト有スルノ權

地役ノ妨害ニ對スル排除

又ハ納税手續ノ條項ト抵觸セラルコトヲ要ス又時効的權利ナル場合ニハ時効期間中ノ使用方法ト抵觸セラルコトヲ要ス

第三十一條 地役ヲ過度ニ使用スルトキハ兼役所有者ハ兼役地上ニ於ケルカ、ニ使用ヲ妨止スルコトヲ得此レガ為メニ自己ノ有スル他ノ救済方法ヲ毀損セス但シカ、ル妨止ハ地役ノ遠法ノ享有ヲ害スルモノナルトキハカ、ニ妨止ヲナスコトヲ得ズ

第四章 地役ノ妨害

第三十二條 要役地ノ所有者又ハ占有者ハ他人ノ妨害セラシムコトヲ得且地役ヲ享有スルノ權アリ

法典調査會

第三十三條 要役地上ノ權利ノ所有者又ハカナル要役地ノ占有者ハ地役又ハ之ニ附從スル權利ノ妨害ニ對シ賠償ノ訴ヲ起スコトヲ得但シ此ノ妨害ハ原告ニ現實ノ損害ヲ生シタルコトヲ要ス

說明 一、地役ノ證據ヲ動カシ又ハ著ルカク要役地ノ價ヲ減少シテ原告ヲ害スルカ如キ行為ヲ為スコトハ本條及ヒ第三十條ニ稱スル現實ノ損害ナリトス  
二、妨害ヲ受ケタル地役ノ家ノ口ニ光線ノ自由ニ通行スル權利ナル場合ニ於テ其損害カ說明第一ノ中ニ入ルモノナルカ原告ノ物質的幸福ヲ著ルシ



ク妨<sup>ハ</sup>好都合<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>業務ヲ営ムコトヲ  
妨ク<sup>ル</sup>モノ<sup>ハ</sup>アラスレバ本條ノ稱ス  
ル現実ノ損害ニアラズ

説明

三、妨害ヲ受ケタル權利ハ家ノ口ニ空  
氣ノ自由ニ通行スル權ナル場合ニ於  
テハ其妨害ハ後ト存吉ノ健康ヲ害ス  
ルモノニアラストモ其物質的幸福ヲ  
著ルシク妨害スルモノナルトキハ本  
條ノ稱スル現実ノ妨害ナリトス

第三十四條

要役所預者カ之ニ對シテ權利ヲ  
有スル支障ヲ取除カル、モ現実ノ損害ヲ受

支障取除業  
スル所權ニ  
ル時

第三十五條

尤ノ場合ニ於テハ地役ノ妨害ヲ

妨害及止ム  
ル時

法典調査會

差止<sup>ル</sup>林業令ヲ発スルコトヲ得但し特別救

護條例第五十二條乃至第五十七條ノ規定ニ

從フヘキモノトス

(a) 地役カ實際ニ妨害セラレタルトキ但し

カ、ル妨害ニ對シ本章ノ規定ニ從ヒ損

害ノ賠償ヲ受メ得ヘキ場合タルベシ

(b) 妨害ヲ迫ラレ又ハ妨害ヲ企テラレタル

トモ但しカ、迫ラレ又ハ企テラレタル行

為ヲ實行スレバ必ラズ地役ヲ妨害セラ

ルヘキ場合タルベシ

第三十六條

第二十四條ノ規定ヲルモ要役所

有者自ラ地役ノ妨害ヲ却クルコトヲ得ズ  
第五章 地役ノ消滅停止及ビ復治

地役妨害ヲ  
却ルコト

兼役所有者ノ權利喪失ニヨル消滅

免除ニヨル消滅

第三十七條

地役、設定者カ設定前ノ原因ヨリテ兼役地ニ於ケル權利ヲ失フタルトキハ地役ハ消滅ス

例外本條ハ第十條ニ從ヒ死質置置カ違法ニ

設定セシ地役ニモ適用セズ

第三十八條

兼役所有者カ明示又ハ黙示ニテ兼役所有者ニ地役ヲ免除スルトキハ地役ハ消滅ス

斯、ニ免除ハ只要役所有者カ要役地ヲ移轉シ得ル情況及ヒ範圍内ニ於テ之ヲ得ルモノナリ

地役兼役地ノ一部ニ對シテモ之ヲ免除スルコトヲ得

法典調査會

〔説明〕

一、左ノ場合ニ於テハ地役ハ黙示ニテ免除セラレタルモノトス

(a) 要役所有者ハ其必要ノ結果トシテ地役、將來ノ享有ヲ妨ケンガ如キ

永久的行為ヲ兼役地ノ上ニ為スコトヲ明許シ此許可ヨリテカ、ル行為、為サレタルトキ

(b) 要役所有者カ地役、將來ノ享有ヲ得ムルノ意思ヲ示スガ如キ永久の変

更ヲ要役地ノ上ニシタルトキ

〔説明〕

二、地役、單純ナル不使用ハ本條ニ稱スル黙示ノ免除ニアラズ

第三十九條

兼役所有者カ自己ノ為メニ留保

兼役所有者ノ權利喪失ニヨル消滅



期間満了又  
ハ解除條件ノ  
成就ヨリ消滅

必要終了ニ  
消滅

不要地終了

神カミ以て地  
ニ永久の變更  
ノ生ズルコト  
ニ消滅

セル權利ヲ行使シテ地役ヲ廢罷スルトキハ  
地役ハ消滅ス

第四十條

一定ノ期間設定セラレ又ハ特別行  
為ノ履行又ハ不履行ノヨリテ魚効トナルベ  
シトノ條件附キテ取得シタル地役ハ期間満  
了又ハ條件ノ成就ノヨリテ消滅ス

第四十一條

必要ニヨル地役ハ必要ノ終ハル  
トキニ消滅ス

第四十二條

地役ハ如何ナル情況ニテモ要役  
所有者ノ便益トナル得ザルモノトナリタル  
トキハ消滅ス

第四十三條

要役地ノ上ニ加ヘタル永久的變  
更ニヨリテ兼役地ノ負擔ハ著シク増加シ

法典調査會

殊リ兼役所有者ハ地役ノ遠法ノ享有ニ近キ  
干渉スルニ非レハ此負擔ヲ減スル能ハサル  
場合ニハ地役ハ消滅ス但シ左ノ場合ハ此限  
ニアラズ

(a) 如何ニ地役ヲ使用スルトモ允テ要役地  
ノ享有ノ為メニ之ヲナシタルトキ

(b) 變更ニヨリテ兼役地ニ生ゼシ害ハ通常  
人ハ不耳ヲ唱ケザル程度少ナルトキ

(c) 地役ハ必要ニヨル地役ナルトキ

本條ハ要役地ノ支障ニ關シテ要役所有者ニ  
与ヘシ地役ニ適用スルモノト思フヘカラス  
第四十四條 兼役地ハ神力ニヨリテ永久的變  
更ヲ受テ要役所有者ハ最早其地役ヲ享有ス

ルヲ得サルに至レバ地役ハ消滅ス  
必要ノ通路カ神カヨリテ破滅スル場合ニ  
ハ要役所有者ハ兼役地上ニ他ノ通行權ヲ持  
シ第十四條ノ規定ハカ、ル通路ニ適用セラ  
ル

要役地又ハ兼  
役地ノ破滅ニ  
ル消滅

第四十五條 要役地又ハ兼役地ノ何レカが全  
ク破滅スルトキハ地役ハ消滅ス

所有權  
ハ消滅

第四十六條 同一人が要役地及ヒ兼役地ノ絶  
對的所有者トナルトキハ地役ハ消滅ス

不  
所有  
ニ  
消  
滅

第四十七條 継続地役ハ二十年間継続地役ト  
シテ享有セラルサルトキハ消滅ス

不継続地役ハ同期間不継続地役トシテ享有  
セラルサルトキハ消滅ス

法典調査會

前上ノ期間ハ継続地役ノ場合ニ於テハ其享  
有ヲ兼役所有者カ妨害スルカ又ハ要役所有  
者自ラ之ヲ享有シ能ハサルモノト為セル日  
ヨリ起算シ不継続地役ノ場合ニ於テハ要役  
所有者トシテ何人カ之ヲ享有シオリシ最後  
ノ日ヨリ起算ス

但シ不継続地役ノ場合ニ於テ要役所有者カ  
此期間中ニ千八百七十七年印度登記條例ニ  
從ヒ其地役ヲ保持スル旨ヲ登記スルトキハ  
此登記ノ日附ヨリ二十年ヲ経過スル迄ハ地  
役ハ消滅セズ

地役ハ唯アハ場所アル時アル時間又ハアル  
目的ニ於テノニ適法ニ之ヲ享有シ得ルモノ



ナルトキハ前述ノ期間中ニ他ノ場所他ノ時  
他ノ時間又ハ他自的ノ為メ之ヲ享有スル  
モ本條ニ從テ消滅スルコトヲ妨ケズ  
前述ノ期間中何人モ兼役地ヲ占有シ居ラザ  
リシ情況地役ヲ享有スルコトヲ得ガリシ情  
況附屬ノ權利カ享有シオラレシトノ情況ア  
ルモ本條ニ從テ地役ノ消滅スルコトヲ妨  
ケズ

左ノ場合ニハ地役ハ本條ニ從テ消滅セズ  
(a) 停止ハ要役所有者及ビ兼役所有者間ノ  
契約ニヨルトキ

(b) 要役地ハ共有ニ屬スルトキ共有者ノ一  
人カ前述ノ期間中ニ地役ヲ享有スルト  
キ

法典調査會

(c) 地役ハ必要ニヨル地役ナルトキ  
多クノ兼役地ハ一ツノ要役地ノ便宜ノ為メ  
ニ各通行權ニ服シ而シテ且道路ハ銜銜シオ  
ルモノナルトキハ本條ニ於テハカ、ル諸權  
利ヲ單一ノ地役ト看做ス

第四十八條 地役消滅スルトキハ之レニ附屬  
スル權利モ亦消滅ス

第四十九條 要役所有者ハ兼役地上ニ制限的  
ノ權利ヲ有シ此權利ニヨリテ兼役地ヲ占有  
スルコトヲ得ル場合又ハ兼役所有者ハ要役  
地ノ上ニ制限的ノ權利ヲ有シ此ノ權利ニヨ  
リテ要役地ヲ占有スルコトヲ得ル場合ニハ

所屬權、消滅  
地役停止

兼役所有者ハ  
継続ヲ要求ス  
ル權アリ

消滅ヨリ生ズ損  
害ノ賠償

地役ノ復活

地役ハ停止ス

第五十條 兼役所有者ハ地役ヲ継続セシコト  
ヲ要求スルノ權ナシ。地役ノ消滅又ハ停止ノ  
為メニ兼役地ニ損害ヲ生ズルモ、要役所有者  
ハ兼役所有者ニ通知ヲ与ヘ彼レヲシテ不當  
ノ費用ヲ費ヤサズレテ此損害ニ對シテ兼役  
地ヲ保護スルコトヲ得セシムルトキハ第二  
十六條ノ規定アルニ拘ハラズ兼役所有者ハ  
損害ノ賠償ヲ要求スルノ權ナシ。  
斯ル通知ヲ与ヘザルトキハ兼役所有者ハ  
此消滅又ハ停止ニヨリテ兼役地ニ生ゼシ損  
害ノ賠償ヲ要求スル權アリ

第五十一條 第四十五條ニヨリテ消滅シタル

法典調査會

地役ハ左ノ場合ニ於テ復活ス

- (a) 破滅地カ二十年ノ期間ノ経過スル前ニ  
添附ニヨリテ復活スルトキ
- (b) 破滅地カ兼役建物ニシテ二十年ノ期間  
ノ経過スル前ニ同一ノ位置ニ再建セラ  
レタルトキ
- (c) 破滅地カ要役建物ニシテ二十年ノ期間  
ノ経過スル前ニ同一ノ位置ニ再建セラ  
レ且其再建カ前ヨリモ大ナル負担ヲ兼  
役地ニ蒙ラサスルトキ

第四十六條ニヨリテ消滅セシ地役ハ所有權  
ヲ合一セシメタル譲与又ハ遺贈カ適當ナル  
裁判所ノ命令ニヨリテ取消セルトキハ復



治ス同條ヨリテ消滅シタル必要ニヨル地  
役ハ所有權ノ合一カ其他如何ナル原因ニヨ  
リテ止ムトキト雖モ復治ス

第四十七條ヨリテ地役カ消滅ス前ニ停止  
ノ原因カ取除カルトキハ停止シタル地役  
ハ復治ス

第六章 認許

第五十二條 一人自己ノ不動産ノ上ニアル行  
為認許ナクシテ之ヲ為セハ不法タルヘキ行  
為ヲ為シ又ハ為シ続クル權利ヲ他ノ一人又ハ  
數人ニ及ビ而シテ此權利ハ地役トモナラズ又  
財産上ニ有スル權利トモナラザルトキハ斯  
ノ權利ヲ認許ト稱ス

法典調査會

第五十三條 認許ノ影響ヲ受クル財産上ノ權  
ヲ移轉シ得ル者ハ其有スル權利ノ範圍内ニ  
於テ認許ヲ爲ルコトヲ得

第五十四條 認許ハ明示又ハ与者ノ行為ニヨ  
ル黙示ニテ之ヲ与フルコトヲ得地役ノ創設  
ヲ目的トシ其目的ヲ達スルコトヲ得サル合  
意ニヨリテモ認許ヲ創設スルコトヲ得

第五十五條 權利ノ享有又ハ行使ニ必要ナル  
允テノ認許ハカ、ハ權利ノ創設ニ包含セラ  
ル、モノトス斯、ハ認許ヲ從タル認許トイ  
フ

第五十六條 別段ノ意志カ明示又ハ必然ノ黙  
示ニヨリテ示サレザルトキハ受許者ハ公衆

認許ノ定義

認許ノ得ル者

明又ハ黙示  
得ルヲ得

法律從タレ認許  
ヲ得居ル

認許ヲ移轉シ  
得ル場合

瑕疵ヲ開示ス  
キ与者ノ存否

財産ヲ不要全  
ニナスヘカラス  
与者ノ存否

与者ハ移轉得者  
ハ認許ヲ得ル  
ラシム

認許ヲ廢罷シ  
得ル場合

廢罷ハ明示又ハ  
黙示ナリ

認許ヲ廢罷シタ  
ルモノト看做ス  
ル

場ニ入ルノ認許ヲ移轉シ得ルモノトス然レ  
トモ此外ハ受許者ハ認許ヲ移轉スルコトヲ  
得ズ又其雇入者クハ代理人トヨリテ之ヲ行  
使スルコトヲ得ズ

第五十七條 認許ノ与者ハ認許ノ関セハ財産  
ニ瑕疵アルヲ知り而シテ其瑕疵ハ受許者ノ  
身体又ハ財産ニ危険ナルモノコレテ受許者  
ハ之ヲ知ラサルトキハ与者ハ受許者ニ之ヲ  
開示スベキモノトス

第五十八條 認許ノ与者ハ認許ノ関セハ財産  
ヲ受許者ノ身体又ハ財産ニ危険ナラシムル  
カ如キ行為ヲナスヘカラス

第五十九條 認許ノ与者ハ認許ノ関セハ財産  
ヲ移轉スル場合ニ於テハ轉得者ハ認許ノ拘  
束ヲ受ケズ

法典調査會

第六十條 与者ハ認許ヲ廢罷スルコトヲ得但  
シ左ノ場合ハ此限ニアラス  
シホトク

(a) 認許ハ財産ノ移轉ト連関シ其移轉ハ尚  
現在効力ヲ有スルトキ

(b) 受許者ハ認許ニ基キ永久的第17工事ヲナシ  
テ費用ヲ擔ヒケキ

第六十一條 認許ノ廢罷ハ明示又ハ黙示ナ  
ルコトヲ得

第六十二條 左ノ場合ニ於テハ認許ヲ廢罷シ  
タルモノトス

(a) 認許ヲ与フル以前ノ原因トヨリテ与者



ハ認許ノ関セル財産上ノ權利ヲ有セカ  
ルモノトナリタルトキ

(b) 受許者ハ明示又ハ黙示ニテ認許ヲ与者  
又ハ其代権者ニ放却セシトキ

(c) アル期間与フルカ又ハアル行為ノ履行  
若クハ不履行ニヨリテ

認許ハ無効トナルベシトノ條件ニテ之  
ヲ取得シタル場合ニ期間カ終了スルカ  
又ハ條件カ成就スルトキ

(d) 認許ノ関セル財産カ破滅スルカ又ハ受  
許者カ最早其權利ヲ行使スルコトヲ得  
サレ程ニ確然ト神カニヨリテ変更セラ  
レタルトキ

法典調査會

(e) 受許者カ認許ノ関セル財産ノ絶對的所  
有權ヲ得タルトキ

(f) 認許ハ特別ノ目的ノ為メニ与ヘラレタ  
ル場合ニ於テ其目的カ達セラレ、カ放  
棄セラレ、カ又ハ実行シ得ザルモノト  
ナルトキ

(g) 受許者カアル職務職業又ハ資格ヲ有ス  
ルカ故ニ認許ヲ与ヘラレタル場合ニ於  
テカ、ル職務職業又ハ資格ノ消滅スル  
トキ

(h) 二十年継続期間中認許ハ全ク使用セラ  
レズ而シテ此不使用ハ与者ト受許者間  
ノ契約ニヨリサルトキ

廢罷の場合於  
リ受許者權  
利

追去せしむル  
受許者有スル  
權利

(七) 認許ハ後タル場合ニ於テ此認許ノ附属  
セル權利カ消滅スルトキ

第六十三條 認許ノ廢罷セラレタル場合ニ於  
テハ受許者ハ認許ノ実セル財産(重積法)ヲ  
去リ且此財産ノ上ニ置クコトヲ許サレオリ  
シ物品ヲ取降ク為メニ相當ノ時間ヲ得ル權  
アリ

第六十四條 認許ヲ受クルコトニ對シテ約因  
ヲ出シオキシ場合ニ於テ受許者カ契約上ノ  
認許ニヨル權利ヲ十分享有スル前ニ自己ニ  
過去モサキニ讓与者ニ追去セラルルトキハ  
彼ヨリ賠償ヲ得ルノ權アリ